

賢い消費者になりましょう！

消費生活相談

◇「クーリングオフ」ご存知ですか？

訪問販売や電話勧誘販売など、不意に誘われて契約した場合、3000円以上の商品であれば無条件で契約の取り消しができます。頭を冷やして考える期間と考えてください。

「その気になって契約・購入したが、あとでよく考えると高額。どうしよう…」そんな時は、クーリングオフの通知を書面で申し出ることにより、契約は取り消しできます。



<消費生活相談窓口>

●役場消費生活相談窓口（役場町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

●たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守！！

◇クーリングオフできる期間

取引の形態によって期間は異なります。会員制で、ほかの人を加入させれば利益が得られると語って商品やサービスを契約させる「連鎖販売取引」は20日以内、訪問販売、電話勧誘販売、エステや家庭教師などのサービスは8日以内です。

また、販売者がクーリングオフをさせない行為をした場合「クーリングオフ妨害」となり、期間を過ぎてもクーリングオフできます。

◇手続きの方法は

はがきなどの書面で「特定記録郵便」または「簡易書留」で郵送します。クレジット契約した場合はクレジット会社に同様に通知します。また、証拠として書面を両面コピーして保管しましょう。

クーリングオフはがきの書き方

(裏)

契約解除通知書

契約日 ○年○月○日

販売業者 ○会社

販売業者住所

担当者

契約内容

契約金額 円

上記契約の解除を申し出ます。

(既払金○○円を返還請求します)
(商品の引き取りをお願いします)

○年○月○日

(表)

〒□□□-□□□□

(切手)

販売業者 住所

販売業者 代表者名

住所

氏名